

昭和三十三年政令第百三十一号

駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令
内閣は、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）第二条、第八条、第九条第三項及び第十四条の規定に基き、この政令を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 駐留軍関係離職者等対策協議会（第三条 第七条）
- 第三章 駐留軍関係離職者等に対する特別措置（第八条—第十二条）

附則

第一章 総則

（離職事由）

第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法（以下「法」という。）第二条本文に規定する政令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。
一 法第二条第一号又は第二号に掲げる者につき、その者が従事する業務の消滅又は業務量の減少

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき日本国に駐留していたアメリカ合衆国の軍隊（以下単に「アメリカ合衆国の軍隊」という。）がその維持のためにする調達に応じている個人又は法人に雇用される者につき、当該個人又は法人の責に帰すべからざる理由による当該調達の消滅又は調達量の減少

（駐留軍関係労働者）

第二条 法第二条第八号に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）第十五条第一項（a）に規定する諸機関が雇用する者

（駐留軍関係労働者）

二 地位協定第二条又は日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第二条に基づき日本国がアメリカ合衆国に対し使用を許した施設及び区域内でアメリカ合衆国の軍隊がその維持のためにする調達に応じている個人又は法人が雇用する者であつて、当該施設又は区域内で当該調達に係る業務に従事するもの

三 前号に掲げる者のか、個人又は法人がそ の事業場の一において、もつばら アメリカ合衆国の軍隊がその維持のためにする調達に応ずるための業務を行つている場合において、当該個人又は法人が雇用する者であつて、当該事業場で業務に従事するもの

第二章 駐留軍関係離職者等対策協議会（会長代理）

（会長代理）

第三条 中央駐留軍関係離職者等対策協議会（以下「中央協議会」という。）に会長代理一人を置く。

四 会長代理は、委員のうちから、会長が指名する。

五 会長代理は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

六 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

七 幹事は、中央協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

八 幹事は、非常勤とする。

九 幹事は、中央協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

十 幹事は、非常勤とする。

十一 幹事は、非常勤とする。

十二 幹事は、非常勤とする。

十三 幹事は、非常勤とする。

十四 幹事は、非常勤とする。

十五 幹事は、非常勤とする。

十六 幹事は、非常勤とする。

十七 幹事は、非常勤とする。

十八 幹事は、非常勤とする。

十九 幹事は、非常勤とする。

二十 幹事は、非常勤とする。

二十一 幹事は、非常勤とする。

二十二 幹事は、非常勤とする。

二十三 幹事は、非常勤とする。

二十四 幹事は、非常勤とする。

二十五 幹事は、非常勤とする。

二十六 幹事は、非常勤とする。

二十七 幹事は、非常勤とする。

二十八 幹事は、非常勤とする。

二十九 幹事は、非常勤とする。

三十 幹事は、非常勤とする。

三十一 幹事は、非常勤とする。

三十二 幹事は、非常勤とする。

三十三 幹事は、非常勤とする。

三十四 幹事は、非常勤とする。

三十五 幹事は、非常勤とする。

三十六 幹事は、非常勤とする。

三十七 幹事は、非常勤とする。

三十八 幹事は、非常勤とする。

三十九 幹事は、非常勤とする。

四十 幹事は、非常勤とする。

四十一 幹事は、非常勤とする。

四十二 幹事は、非常勤とする。

四十三 幹事は、非常勤とする。

四十四 幹事は、非常勤とする。

四十五 幹事は、非常勤とする。

四十六 幹事は、非常勤とする。

四十七 幹事は、非常勤とする。

四十八 幹事は、非常勤とする。

四十九 幹事は、非常勤とする。

五十 幹事は、非常勤とする。

五十一 幹事は、非常勤とする。

五十二 幹事は、非常勤とする。

五十三 幹事は、非常勤とする。

五十四 幹事は、非常勤とする。

（在職期間が特別給付金の支給の要件となる在職期間に合算される労働者）

二 連合国軍隊に労務を提供するために国が雇用していた者

三 連合国軍隊、国際連合の軍隊又はこれら軍隊の諸機関が雇用していた者（法第二条第六号に掲げる者を除く。）

四 奄美群島（鹿児島県大島郡の区域で北緯二十九度以南にあるものをいう。）において昭和二十七年四月二十八日から昭和二十八年十二月二十四日までの間にアメリカ合衆国軍隊又はその公認し、か和二十七年四月二十八日から南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間にアメリカ合衆国軍隊又はその公認し、かつ規制する海軍販売所若しくは社交クラブが雇用していた者

五 小笠原諸島（孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。）において昭和二十七年四月二十八日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間に軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第百四十七号）第二条第一号に掲げる者に該当していた者（重複した在職期間の取扱い）

六 沖縄（硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。）において昭和二十七年四月二十八日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間に軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第百四十七号）第二条第一号に掲げる者に該当していた者（重複した在職期間の取扱い）

七 厚生労働大臣の定める基準に該当する都道府県又は市町村の駐留軍関係離職者等対策協議会（以下「地方協議会」という。）で厚生労働大臣の承認を受けたものにつき、行うものとする。

八 前項の場合において、国が補助する額は、地 方協議会の設置運営に要する経費のうち、厚生労働大臣が必要と認める経費の二分の一以内とする。

九 他これに準ずる防衛省令で定める日とする。

十 在職期間が特別給付金の支給の要件となる在職期間に合算される労働者

十一 その他の人員整理及びこれに準ずるもので応じるための業務を行つている場合において、当該個人又は法人が雇用する者であつて、当該個人又は法人が雇用する者であつて、当該事業場で業務に従事するもの

十二 連合国軍隊に労務を提供するために国が雇用していた者

十三 連合国軍隊、国際連合の軍隊又はこれら軍隊の諸機関が雇用していた者（法第二条第六号に掲げる者を除く。）

十四 奄美群島（鹿児島県大島郡の区域で北緯二十九度以南にあるものをいう。）において昭和二十七年四月二十八日から昭和二十八年十二月二十四日までの間にアメリカ合衆国軍隊又はその公認し、か和二十七年四月二十八日から南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間に軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第百四十七号）第二条第一号に掲げる者に該当していた者（重複した在職期間の取扱い）

十五 沖縄（硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。）において昭和二十七年四月二十八日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間に軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第百四十七号）第二条第一号に掲げる者に該当していた者（重複した在職期間の取扱い）

十六 在職期間が特別給付金の支給の要件となる在職期間に合算される労働者

十七 その他の人員整理及びこれに準ずるもので応じるための業務を行つている場合において、当該個人又は法人が雇用する者であつて、当該個人又は法人が雇用する者であつて、当該事業場で業務に従事するもの

十八 連合国軍隊に労務を提供するために国が雇用していた者

十九 連合国軍隊、国際連合の軍隊又はこれら軍隊の諸機関が雇用していた者（法第二条第六号に掲げる者を除く。）

二十 奄美群島（鹿児島県大島郡の区域で北緯二十九度以南にあるものをいう。）において昭和二十七年四月二十八日から昭和二十八年十二月二十四日までの間にアメリカ合衆国軍隊又はその公認し、か和二十七年四月二十八日から南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間に軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第百四十七号）第二条第一号に掲げる者に該当していた者（重複した在職期間の取扱い）

二十一 沖縄（硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。）において昭和二十七年四月二十八日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間に軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第百四十七号）第二条第一号に掲げる者に該当していた者（重複した在職期間の取扱い）

二十二 在職期間が特別給付金の支給の要件となる在職期間に合算される労働者

二十三 その他の人員整理及びこれに準ずるもので応じるための業務を行つている場合において、当該個人又は法人が雇用する者であつて、当該個人又は法人が雇用する者であつて、当該事業場で業務に従事するもの

二十四 連合国軍隊に労務を提供するために国が雇用していた者

二十五 連合国軍隊、国際連合の軍隊又はこれら軍隊の諸機関が雇用していた者（法第二条第六号に掲げる者を除く。）

二十六 奄美群島（鹿児島県大島郡の区域で北緯二十九度以南にあるものをいう。）において昭和二十七年四月二十八日から昭和二十八年十二月二十四日までの間にアメリカ合衆国軍隊又はその公認し、か和二十七年四月二十八日から南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間に軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第百四十七号）第二条第一号に掲げる者に該当していた者（重複した在職期間の取扱い）

二十七 沖縄（硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。）において昭和二十七年四月二十八日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間に軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第百四十七号）第二条第一号に掲げる者に該当していた者（重複した在職期間の取扱い）

二十八 在職期間が特別給付金の支給の要件となる在職期間に合算される労働者

二十九 その他の人員整理及びこれに準ずるもので応じるための業務を行つている場合において、当該個人又は法人が雇用する者であつて、当該個人又は法人が雇用する者であつて、当該事業場で業務に従事するもの

三十 連合国軍隊に労務を提供するために国が雇用していた者

三十一 連合国軍隊、国際連合の軍隊又はこれら軍隊の諸機関が雇用していた者（法第二条第六号に掲げる者を除く。）

三十二 奄美群島（鹿児島県大島郡の区域で北緯二十九度以南にあるものをいう。）において昭和二十七年四月二十八日から昭和二十八年十二月二十四日までの間にアメリカ合衆国軍隊又はその公認し、か和二十七年四月二十八日から南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間に軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第百四十七号）第二条第一号に掲げる者に該当していた者（重複した在職期間の取扱い）

三十三 沖縄（硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。）において昭和二十七年四月二十八日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間に軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第百四十七号）第二条第一号に掲げる者に該当していた者（重複した在職期間の取扱い）

三十四 在職期間が特別給付金の支給の要件となる在職期間に合算される労働者

三十五 その他の人員整理及びこれに準ずるもので応じるための業務を行つている場合において、当該個人又は法人が雇用する者であつて、当該個人又は法人が雇用する者であつて、当該事業場で業務に従事するもの

三十六 在職期間が特別給付金の支給の要件となる在職期間に合算される労働者

三十七 その他の人員整理及びこれに準ずるもので応じるための業務を行つている場合において、当該個人又は法人が雇用する者であつて、当該個人又は法人が雇用する者であつて、当該事業場で業務に従事するもの

一 当該労働者が従事する業務の消滅又は業務量の減少

二 その他の人員整理及びこれに準ずるもので応じるための業務を行つていている場合において、当該個人又は法人が雇用する者であつて、当該個人又は法人が雇用する者であつて、当該事業場で業務に従事するもの

三 業務上の傷病

（特別給付金の額）

一 定年による退職の日以後再雇用された者で法第十五条第一項に規定する理由（前条第三号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職を余儀なくされたもの

二 前条第二号に掲げる理由のうち防衛大臣が指定するものの発生に伴い離職を余儀なくされた者

三 一定年による退職の日までの特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。

四 一定年による退職の日以後再雇用された者で法第十五条第一項に規定する理由（前条第三号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職を余儀なくされたもの

五 一定年による退職の日までの特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。

六 一定年による退職の日以後再雇用された者で法第十五条第一項に規定する理由（前条第三号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職を余儀なくされたもの

七 一定年による退職の日までの特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。

八 一定年による退職の日以後再雇用された者で法第十五条第一項に規定する理由（前条第三号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職を余儀なくされたもの

九 一定年による退職の日までの特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。

十 一定年による退職の日以後再雇用された者で法第十五条第一項に規定する理由（前条第三号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職を余儀なくされたもの

十一 一定年による退職の日までの特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。

十二 一定年による退職の日以後再雇用された者で法第十五条第一項に規定する理由（前条第三号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職を余儀なくされたもの

十三 一定年による退職の日までの特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。

十四 一定年による退職の日以後再雇用された者で法第十五条第一項に規定する理由（前条第三号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職を余儀なくされたもの

十五 一定年による退職の日までの特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。

十六 一定年による退職の日以後再雇用された者で法第十五条第一項に規定する理由（前条第三号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職を余儀なくされたもの

十七 一定年による退職の日までの特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。

十八 一定年による退職の日以後再雇用された者で法第十五条第一項に規定する理由（前条第三号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職を余儀なくされたもの

十九 一定年による退職の日までの特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。

二十 一定年による退職の日以後再雇用された者で法第十五条第一項に規定する理由（前条第三号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職を余儀なくされたもの

二十一 一定年による退職の日までの特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。

二十二 一定年による退職の日以後再雇用された者で法第十五条第一項に規定する理由（前条第三号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職を余儀なくされたもの

二十三 一定年による退職の日までの特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。

二十四 一定年による退職の日以後再雇用された者で法第十五条第一項に規定する理由（前条第三号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職を余儀なくされたもの

二十五 一定年による退職の日までの特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。

二十六 一定年による退職の日以後再雇用された者で法第十五条第一項に規定する理由（前条第三号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職を余儀なくされたもの

二十七 一定年による退職の日までの特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。

二十八 一定年による退職の日以後再雇用された者で法第十五条第一項に規定する理由（前条第三号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職を余儀なくされたもの

二十九 一定年による退職の日までの特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。

三十 一定年による退職の日以後再雇用された者で法第十五条第一項に規定する理由（前条第三号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職を余儀なくされたもの

三十一 一定年による退職の日までの特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。

三十二 一定年による退職の日以後再雇用された者で法第十五条第一項に規定する理由（前条第三号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職を余儀なくされたもの

三十三 一定年による退職の日までの特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。

十七	三十一年以上三十三年未満	百四十八万七千円
十八	三十三年以上三十五年未満	百六十四万円
十九	三十五年以上	百七十九万三千円
第二表		
項	離職の日までの在職期間	特別給付金の額
一	一年以上三年未満	十万七千円
二	三年以上五年未満	十一万八千円
三	五年以上七年未満	十三万五千円
四	七年以上九年未満	十五万二千円
五	九年以上十一年未満	十八万千円
六	十一年以上十三年未満	二十一万二千円
七	十三年以上十五年未満	二十四万三千円
八	十五年以上十七年未満	二十八万七千円
九	十七年以上十九年未満	三十三万千円
十	十九年以上二十一年未満	三十九万四千円
十一	二十一年以上二十三年未満	四十五万八千円
十二	二十三年以上二十五年未満	五十二万七千円
十三	二十五年以上二十七年未満	六十六万二千円
十四	二十七年以上二十九年未満	六十八万二千円
十五	二十九年以上三十一年未満	七十六万九千円
十六	三十一年以上三十三年未満	八十六万円
十七	三十三年以上三十五年未満	九十五万二千円
十八	三十五年以上	百四万五千円

この政令は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律（昭和三十五年法律第二百二号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和四四年四月一日政令第六八号）抄
二の政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年三月一〇日政令第二
二の政令は、重用呆瘞去の施行の日（昭和五
六号）

附 則（昭和五〇年三月一〇日政令第二六号）
この政令は、雇用保険法の施行の日（昭和五十年四月一日）から施行する。

附則（昭和三六年七月一日政令第二三二の政令は、公布の日から施行する。六号）抄

附 則（昭和三七年一〇月一〇日政令第
四一四号）

行する。
附則（昭和三八年五月一六日政令第一
六五号）

この政令は、公布の日から施行する。
附則（昭和三九年五月一五日政令第一

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十九年一月一日以後の離職又は死亡に係る特別給

付金について適用する。

1 (施行期日) ハ七号 拠
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四二年五月一七日政令第七八号）抄

この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四二年六月三〇日政令第一号）抄

1 (施行期日) この政令は、昭和四十二年七月一日から施行する。

(昭和四一年七月一〇日政令第一九九号) 附則

この政令は、公布の日から施行する。
附則（昭和四三年三月一九日政令第四
六号）少

1 この政令は、昭和四十三年四月一日から施行する。

（昭和四三年六月二四日政令第二二
附 則
一四号）

附 則（昭和四三年一〇月一八日政令第
施行する。）

三〇九号

二十六日以後の離職又は死亡に係る者について適用する。

二十六日以後の離職又は死亡に係る者について適用する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年四月一日政令第六九五号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の施行の日（昭和四八年十二月一日）から施行する。

附 則（昭和四八年一〇月二四日政令第三二二号）抄
この政令は、昭和四八年四月一日から施行する。

1 この政令は、昭和四八年三月三一日政令第三二二号）抄
この政令は、昭和四七年五月一日から施行する。

附 則（昭和四七年五月一日政令第一五七号）抄
この政令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四七年五月十五日）から施行する。

附 則（昭和四七年五月一日政令第一五八号）抄
この政令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和四七年五月一日政令第一五九号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
この政令は、昭和四八年四月一日から施行する。

附 則（昭和四八年三月三一日政令第三二二号）抄
この政令は、昭和四八年四月一日から施行する。

附 則（昭和四九年四月一日政令第九五号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年三月一〇日政令第二六号）
この政令は、雇用保険法の施行の日（昭和五十年四月一日）から施行する。

附 則（昭和五一年三月三〇日政令第三一號）
この政令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五二年三月三一日政令第五二号）
この政令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年四月一日政令第八二号）
この政令は、公布の日から施行する。

改正後の駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令第七条の三及び炭鉱離職者臨時措置法施行第一条の規定は、昭和五十三年四月一日以後の日に係る就職促進手当の日額について適用し、同日前の日に係る就職促進手当の日額については、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年四月五日政令第一〇九号）
この政令は、公布の日から施行する。

改正後の第十条の規定は、昭和五十三年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年八月二九日政令第三一四号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年四月四日政令第九六号）
この政令は、公布の日から施行する。

改正後の駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令第七条の三及び炭鉱離職者臨時措置法施行第一条の規定は、昭和五十四年四月一日以後の日に係る就職促進手当の日額について適用し、同日前の日に係る就職促進手当の日額については、なお従前の例による。

附 則（昭和五四年四月一〇日政令第一〇七号）
この政令は、公布の日から施行する。

改正後の第十条の規定は、昭和五十四年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は

死亡した者に係る特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年四月五日政令第七四号）

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令第七条の三及び炭鉱離職者臨時措置法施行令第一条の規定は、昭和五十五年四月一日以後の日に係る就職促進手当の日額について適用し、同日前の日に係る就職促進手当の日額について適用する。なお従前の例による。

附 則（昭和五五年四月一五日政令第九号）

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第十条の規定は、昭和五十五年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用する。なお従前の例による。

附 則（昭和五六年四月三日政令第一〇九号）

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第十条の規定は、昭和五十七年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用する。なお従前の例による。

附 則（昭和五六六年四月一七日政令第一二九号）

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第十条の規定は、昭和五十六年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用する。なお従前の例による。

附 則（昭和五六六年五月二二日政令第一八〇号）抄
(施行期日)

この政令は、雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（昭和五十六年六月八日）から施行する。
（駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第三条の規定による改正前の駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令第七条の二から第七条

条の十までの規定は、雇用に係る給付金等の整備充実を図るために関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）附則第二条第一項に規定する駐留軍関係離職者については、なほその効力を有する。

改正後の第十条の規定は、平成元年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金については、なお従前（労働省令への委任）

第一条の規定は、昭和五十五年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金については、なお従前（労働省令で定める）

附 則（昭和五七年四月一六日政令第一一九号）

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第十条の規定は、昭和五十七年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（昭和五九年四月二七日政令第一一八号）

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第十条の規定は、昭和五十九年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年三月三一日政令第七七号）

この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。
改正後の第十条の規定は、平成三年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（昭和六二年五月二一日政令第一一四四号）

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第十条の規定は、昭和六十二年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金については、なお従前の例による。

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第十条の規定は、平成八年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金については、なお従前の例による。

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第十条の規定は、平成九年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金については、なお従前の例による。

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第十条の規定は、平成十年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成三年四月一二日政令第一一四〇号）

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第十条の規定は、平成三年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成四年四月一〇日政令第一一四一号）

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第十条の規定は、平成四年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成五年四月一〇日政令第一一四二号）

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第十条の規定は、平成五年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成五年四月一〇日政令第一一四三号）

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第十条の規定は、平成六年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金については、なお従前の例による。

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第十条の規定は、平成七年三月二九日政令第一二四号

この政令は、平成七年四月一日から施行する。
改正後の第十条の規定は、平成八年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金については、なお従前の例による。

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第十条の規定は、平成九年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成九年四月一一日政令第一一四九号）

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第十条の規定は、平成十年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年四月九日政令第一一五〇号）

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第十条の規定は、平成十一年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成一一〇年四月一〇日政令第一一五一号）

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第十条の規定は、平成十二年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成一一〇年三月三一日政令第一一五二号）

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第十条の規定は、平成六年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金については、なお従前の例による。

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

この政令は、平成一二年六月七日政令第三〇九号

この政令は、平成一二年六月七日から施行する。

附 則（平成一二年一月一二日政令第一一五九号）

この政令は、平成一二年一月一二日から施行する。

附 則（平成一二年六月二四日政令第一一五九号）

この政令は、平成一二年六月二四日から施行する。

附 則（平成一二年六月二四日政令第一一五九号）

この政令は、平成一二年六月二四日から施行する。

附 則（平成一二年六月二四日政令第一一五九号）

この政令は、平成一二年六月二四日から施行する。

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律
 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 (平
 成十三年一月六日) から施行する。

**附 則 (平成二二年六月七日政令第三二
 六号)**

この政令は、平成十三年一月六日から施行す
 る。

**附 則 (平成一四年三月二九日政令第九
 号)**

この政令は、平成十四年四月一日から施行す
 る。

**附 則 (平成一九年一月四日政令第三
 号抄)**

(施行期日)

第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改
 正する法律の施行の日 (平成十九年一月九日)
 から施行する。

**附 則 (平成一九年四月一日政令第一四
 号)**

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の日前に離職し、又は死亡し
 た者に係る特別給付金の額については、なお従
 前の例による。

**附 則 (平成一九年八月二〇日政令第二
 七〇号)**

この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一
 部を改正する法律の施行の日 (平成十九年九月
 一日) から施行する。